

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2 3 4 6	受 理 年 月 日	令 和 6 年 11 月 12 日
件 名	福祉職員の処遇改善施策の実施		
要 旨	<p>障害や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っている。16時間の夜勤で一人で22人の利用者を見ている、一人夜勤で1回につき14人の利用者のおむつ交換を複数回行うため休憩が全く取れない、体制が採れなくて入浴の回数が減った、抱えて介助せざるを得ず腰痛者が絶えない。このような過酷な労働実態なのに、報酬改定に伴い、事業所の収入がますます減り、そのことで、やむなく非正規化が進んでいる。しかし、正規職員でも、全産業平均より月額7から8万円も低い賃金水準と言われる中、非正規職員の処遇は最低賃金ぎりぎり、募集をしても人が確保できない状況である。</p> <p>そのような中でも、今、現場で働く多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしているが、長く働き続けることに不安を抱えている。この状況を改善するために一刻も早い対応が必要である。</p> <p>利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきである。</p> <p>については、以下について、京都市で可能な限り実現を図るよう努力することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護・福祉・保育分野の労働者の定着・確保に自治体としてあらゆる手立てを講じ、責任を果たすこと。そのため、処遇改善・賃金水準の底上げを図る独自の補助金制度の創設や家賃補助施策などに取り組むこと。</li> <li>2 安全・安心のケア実現のために、介護職員・障害職場の職員等の夜勤体制の改善・大幅増員などを行えるよう財源を確保すること。</li> <li>3 各職場にリフトやスライディングシート等導入の設備補助、人員増に対する独自補助等、慢性的な腰痛予防対策に取り組むこと。</li> <li>4 介護・障害・診療報酬改定に伴う現場実態を把握し、利用者負担軽減と共に、職員の処遇改善ができるよう、3年後の改定を待たずに措置を講じるように国に働き掛けること。</li> </ol>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		